

承認第 8 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について、9月13日発生 of 落雷による災害復旧のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年9月19日

美幌町長 平野 浩 司

令和 5 年 度

美幌町一般会計補正予算(第6号)

令和 5 年度美幌町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 9 4 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 6 億 9, 0 8 3 万 1 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		126,197	7,941	134,138
	1 繰越金	126,197	7,941	134,138
歳入合計		12,682,890	7,941	12,690,831

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前 の額	補正額	計
21 繰越金	126,197	7,941	134,138
歳入合計	12,682,890	7,941	12,690,831

一般会計

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 教 育 費	1,092,687	7,941	1,100,628
歳 出 合 計	12,682,890	7,941	12,690,831

一般会計

2 歳 入

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
項					
目					
21	繰	越 金	126,197	7,941	134,138
	1	繰 越 金	126,197	7,941	134,138
		1 繰 越 金	126,197	7,941	134,138
合 計			12,682,890	7,941	12,690,831

3 歳 出

款	項 目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国道支出金	地方債	その他	
10	教 育 費	1,092,687	7,941	1,100,628				7,941
	2 小 学 校 費	220,627	5,859	226,486				5,859
	1 学 校 管 理 費	170,874	5,859	176,733				5,859
	5 保 健 体 育 費	375,192	2,082	377,274				2,082
	2 体 育 施 設 費	214,287	2,082	216,369				2,082
	合 計	12,682,890	7,941	12,690,831				7,941

